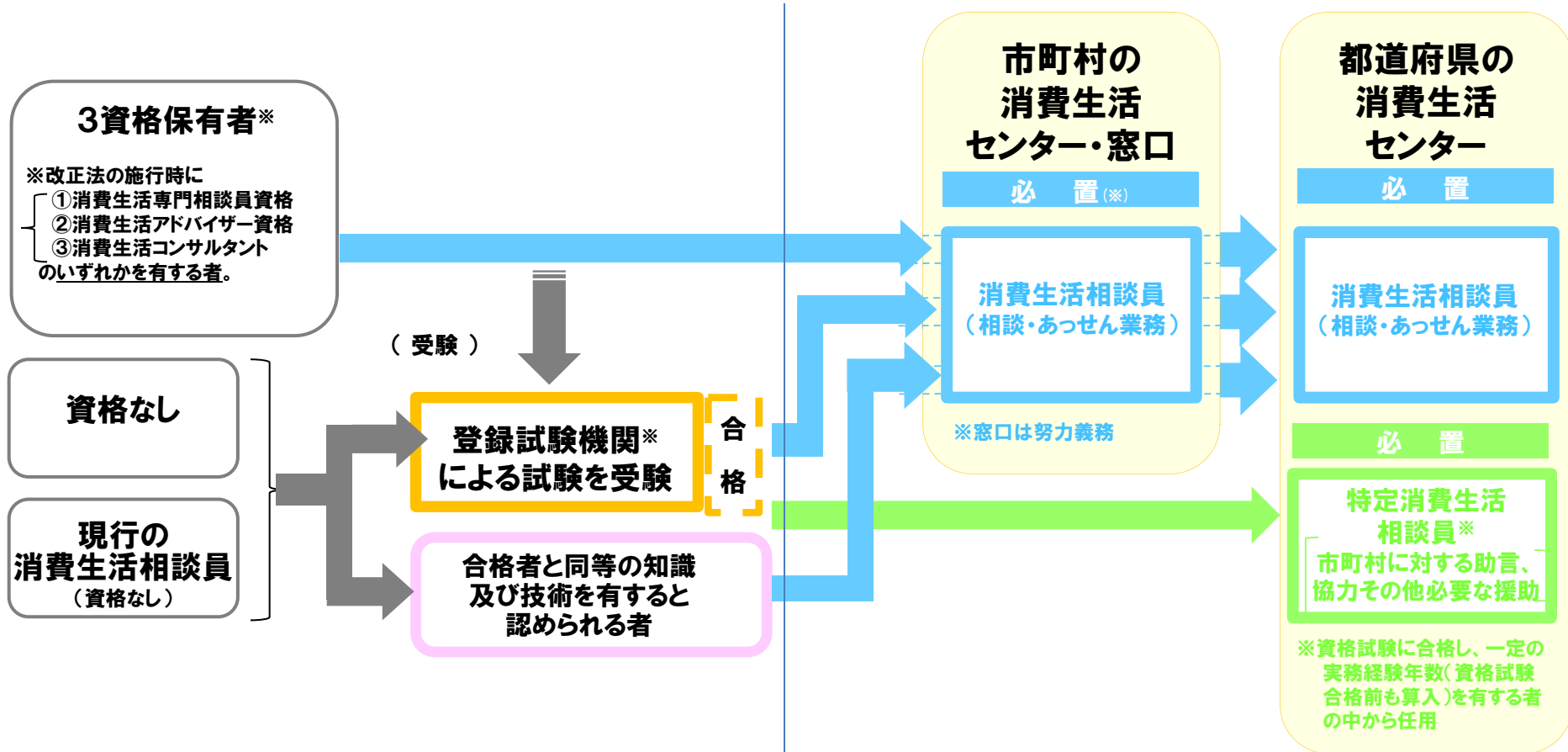


## 《 新制度の目的 》

- 消費者・事業者にとって分かりやすく、かつ、消費生活相談員に必要な知識・技能等を十分に担保する新たな資格を創設し、法律に位置付け
- 消費生活相談を担う人材の確保と資質の向上を図る



※登録試験機関  
法律に基づき内閣総理大臣の登録を受けた試験機関で、専門的な知識経験等を有する者による試験問題の作成や内部管理体制、財務状況等の諸要件を満たす必要がある。(消費者庁が監督)

※都道府県知事、市町村長が任用  
消費生活相談員：都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は必置  
※消費生活センターのない市町村は努力義務  
特定消費生活相談員：都道府県に置く